

坂戸市スキー連盟規約（案）

（名 称）

第1条 本連盟は、坂戸市スキー連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

第2条 本連盟の事務所を、坂戸市千代田一丁目1番1号、坂戸市役所内に置く。

（目 的）

第3条 本連盟は、アマチュアスポーツ団体であって、スキーの正しい普及と発展を期し、会員相互の親睦を図り、あわせて市民の体位向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 本連盟は、次の事業を行う。

- 1 スキー技術の普及指導
- 2 各種大会並びに講習会の開催
- 3 坂戸市体育協会並びに講習会の開催
- 4 指導者の養成及び各種大会への代表選手の派遣
- 5 その他本連盟の目的達成に必要な事業

（組 織）

第5条 本連盟は、坂戸市内に在住または在勤する者でスキーを愛好し、本連盟の目的達成に賛同する者をもって組織する。

（登 録）

第6条 本連盟の入会は自由とするが、入退会は文書をもって会長に明確に届け出るものとする。

（役 員）

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	若干名
監 事	2 名

（名誉会長、顧問及び参与）

第8条 本連盟に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

名誉会長、顧問及び参与は理事会の承認を得て当該年度の会長が推薦する。

（選 出）

第9条 本連盟の役員を選出は、総会において会員の互選により選出する。

（任 期）

第10条 役員任期は、次のとおりとする。

- 1 任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

（任 務）

第11条 役員任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、第4条の事業を審査し遂行する。
- 4 監事は、会計を監査する。